

うに食品の表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、うに食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「うに食品」とは、粒うに、練りうに、混合うに及びうにあえものをいう。</p> <p>2 この規約で「うに」とは、次に掲げる科に属するうにをいう。</p> <p>(1) おおばふんうに科</p> <p>(2) ながうに科</p> <p>(3) らっぱうに科</p> <p>3 この規約で「粒うに」とは、うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下「塩うに」という。）及びこれにエチルアルコール、調味料等を加えたものであって、塩うに含有率が65パーセント以上のものをいう。</p> <p>4 この規約で「練りうに」とは、塩うにを練りつぶしたものと及び塩うににエチルアルコール、調味料等を加えて練りつぶしたものであって、塩うに含有率が65パーセント以上のものをいう。</p> <p>5 この規約で「混合うに」とは、塩うににエチルアルコール、調味料等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が50パーセント以上65パーセント未満のものをいう。</p> <p>6 この規約で「うにあえもの」とは、くらげ、かずのこ、あわび、いか、しいたけその他の農水産物を粒うに、練りうに又は混合うにであえたものであって、塩うに含有率が15パーセント以上のものをいう。</p> <p>7 この規約で「事業者」とは、うに食品を製造し、販売し、又は輸入して販売する者をいう。</p> <p>8 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するうに食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、うに食品の容器又は包装に、次に掲げる事項を、うに食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、邦文（算用数字を含む。）で明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名（食品添加物を含む。）</p>	<p>（必要表示事項の表示基準）</p> <p>第1条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 名称 粒うにについては「粒うに」と、練りうにについては「練りうに」と、混合うにについては「混合うに」と、うにあえものについては「うにあえもの」とそれぞれ表示する。</p> <p>(2) 原材料名（食品添加物を含む。） 使用した原材料を、すべての原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより表示する。但し「うに」の重量は、うにの生殖巣の重量とする。</p> <p>ア 粒うに、練りうに及び混合うにの原材料名の表示</p> <p>① 原料は、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を表示する。</p> <p>② 原料及び食品添加物以外の原材料は、次のとおり表示する。</p> <p>(ア) 「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖に</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>あつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。</p> <p>(イ) 表示する糖類の名称が二種類以上となる場合は、(ア)の定めにかかわらず、「糖類」の文字の次にかっこを付して、「砂糖、ぶどう糖」等と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。</p> <p>イ うにあえものの原材料名の表示</p> <p>① 原料は「粒うに」「練りうに」又は「混合うに」と表示し、それぞれの文字の次にそれぞれの原材料名を、かっこを付して、上記アで規定する方法により表示する。</p> <p>② 原料及び食品添加物以外の原材料は、次のとおり表示する。</p> <p>(ア) 「くらげ」、「いか」、「かずのこ」、「あわび」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。</p> <p>(イ) 表示する糖類の名称が二種類以上となる場合は、(ア)の定めにかかわらず、「糖類」の文字の次に、かっこを付して、「砂糖、ぶどう糖」等と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。</p> <p>ウ 食品添加物の表示</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(3) 原料原産地名（塩うにを最終製品とする場合に 限る。）</p> <p>(4) 塩うに含有率</p> <p>(5) 内容量</p> <p>(6) 賞味期限又は消費期限</p>	<p>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の規定に基づき表示する。</p> <p>(3) 原料原産地名 本事項は「塩うに」を最終製品として消費者に販売する場合に限り必要な事項であり、次に定めるところにより表示する。</p> <p>ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示するものとする。 ただし、国産品にあつては、採取した水域の名称、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名、その他一般に知られている地名を事実即して表示することができるものとする。</p> <p>イ 輸入品にあつては原産国名に水域を表示することができるものとする。</p> <p>ウ 原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量割合の多いものから順に表示するものとする。</p> <p>エ 原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、原材料の重量割合の多いものから順に2以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示するものとする。</p> <p>(4) 塩うに含有率 次により表示するものとする。</p> <p>ア パーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>イ 塩うにの基準の固乾物含有率を35パーセントとして、次の方法により算出したものを表示する。</p> $\frac{\text{使用する塩うにの重量(g)} \times \text{使用する塩うにの固乾物含有率(\%)}}{\text{塩うにの基準の固乾物含有率(\%)}} \times 100$ <p>ウ 固乾物含有率は、試料約3gをはかり取り、105℃で5時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の百分比を固乾物含有率とする。</p> <p>(5) 内容量 グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示するものとする。</p> <p>(6) 賞味期限又は消費期限 賞味期限（定められた方法により保存した場</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(7) 保存方法</p> <p>(8) 原産国名（輸入品に限る。）</p> <p>(9) 事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(10) 塩うに以外の主要原材料の含有率</p>	<p>合において期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）又は消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）は、次に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示するものとする。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。</p> <p>(ア) 平成18年6月30日</p> <p>(イ) 18. 6. 30</p> <p>(ウ) 2006. 6. 30</p> <p>(エ) 06. 6. 30</p> <p>イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(イ) 次のいずれかにより表示するものとする。ただし、b、c又はdの場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。</p> <p>a 平成18年6月</p> <p>b 18. 6</p> <p>c 2006. 6</p> <p>d 06. 6</p> <p>(イ) (ア)の定めにかかわらず、アに定めるところにより表示することができる。</p> <p>(7) 保存方法</p> <p>製品の特性に従つて、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と、表示するものとする。</p> <p>(8) 塩うに以外の主要原材料の含有率</p>

規 約	施 行 規 則
<p>2 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあつては、前項第6号に掲げる事項は、消費期限とする。</p> <p>3 アレルギー物質を含む食品に関する表示は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号へ及びトの規定に従い、記載するものとする。</p>	<p>ア 規約第3条第10号の規定により含有率を表示すべき主要原材料は、酒かす、でん粉、その他のでん粉質（以下「酒かす等」という。）及びくらげ、かずのこ、あわび、いか、しいたけその他の農水産物（以下「くらげ等」という。）とする。</p> <p>イ その含有率は、すべての原材料に占める重量割合の多いものから順に、パーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>（必要表示事項の表示方法等）</p> <p>第2条 規約第3条第1項（第10号を除く。）に規定する必要表示事項は、下記様式により、容器又は包装の見やすい箇所に邦文をもって明りょうに表示するものとする。ただし、必要表示事項を本様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。なお、容器若しくは包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあつては、包装紙等若しくは紙箱等に必要の表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは包装箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等又は紙箱等で覆われないようにするものとする。</p> <div data-bbox="975 1442 1310 1805" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">原 材 料 名</p> <p style="text-align: center;">原料原産地名</p> <p style="text-align: center;">塩うに含有率</p> <p style="text-align: center;">内 容 量</p> <p style="text-align: center;">賞 味 期 限</p> <p style="text-align: center;">保 存 方 法</p> <p style="text-align: center;">原 産 国 名</p> <p style="text-align: center;">製 造 者</p> </div> <p>2 表示は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 表示に用いる文字及び枠は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、日本工業規格 Z8305 (1962) に規定する 5.5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>(3) この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「種類別又は「種類別名称」と表示することができる。</p> <p>(4) 原料原産地名をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の原料原産地名の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>(5) 原料原産地名を、原材料名欄において、主な原材料名の次にかっこを付して表示する場合には、様式中の原料原産地名の項目を省略することができる。</p> <p>(6) 内容量をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の内容量の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>(7) 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>(8) 規約第 3 条第 2 項に規定するものにあつては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とする。</p> <p>(9) 表示を行う者が加工者、輸入者又は販売者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「加工者」、「輸入者」又は「販売者」とする。</p> <p>(10) 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略する。</p> <p>(11) 規約第 3 条第 1 項第 10 号の規定により表示すべき事項は、様式枠外の近接した箇所に表示するものとする。ただし、必要に応じ、原材料名欄に記載することができるものとする。</p> <p>(12) 一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、前項の規定にかかわらず枠内に記載できるものとする。</p> <p>(13) この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>(14) この様式は、たて書きとすることができる。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、うに食品について地名を付した「名産」、「特産」その他これに類する表示をしようとする場合には、当該地又はその周辺において採取されたうにを原料として当該地において製造されたものでなければ、これを表示してはならない。</p> <p>2 事業者は、産地名を表示する場合は、最終加工地又は原料原産地の意味を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>3 事業者は、塩うにを製造した場所で、製造した直後にびんに入れ、これにエチルアルコールを加え又は加えないでびん詰にした粒うにであれば、「磯うに」、「磯詰うに」又は「磯漬けうに」と表示してはならない。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) うに食品について、実際のものよりもうにの含有量が多いと誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) うに食品でないものをうに食品であるかのように誤認されるおそれがある文字、絵、写真その他の表示</p> <p>(3) 前条に規定する表示基準に合致しない内容のうに食品について、それぞれ、名産若しくは特産又は磯うに等であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 合理的根拠に基づかない、特級又は特級と誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) うに食品又はその原材料の産地及び原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) うに食品について、賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(名称の表示方法)</p> <p>第3条 規約第3条第1項第1号に規定する名称は、前条に規定する様式又は必要表示事項を様式と同等程度に分かりやすく一括して記載した場合の表示のほか、商品名の表示されている箇所付近に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載するものとする。ただし、商品名に名称と同一の用語を使用している場合は、この限りではない。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(7) うに食品について、自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのよう に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) うに食品について、内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、過大な容器又は包装を用いることにより内容量を誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) うに食品について、製法、品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) うに食品について、他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうする表示</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、自己が製造し、販売し、又は輸入して販売するうに食品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(帳票の備付義務)</p> <p>第6条 事業者は、公正取引協議会の定めるところにより、うに食品の原材料の使用状況を帳票によって明らかにし、これを2年以上保存しておかなければならない。</p> <p>(公正取引協議会)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成するため、全国うに食品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約について相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に関する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付する</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>ものとする。</p> <p>2 前項の規定により決定案の送付を受けた事業者は、送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定により異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施及び公正取引協議会の運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。</p>	<p>(細則等)</p> <p>第4条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更、又は廃止しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。</p> <p>附則</p> <p>この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。</p>